

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：安中市災害対応ガイドブック)

安中市では、碓氷川およびその支流の氾濫による洪水リスクが高いとされている。令和3年発行の「災害対応ガイドブック」によると、水位周知河川である碓氷川のほか、中小河川の流域に浸水想定区域が広がっている。具体的には、碓氷川の浸水想定区域では、安中市役所南部の七曲橋付近から下流の地域（安中、中宿、板鼻地区）において0.5mから10mの浸水が予測されており、河川の周辺は家屋倒壊等氾濫想定区域となっている。浸水想定区域は、市役所南部や県道217号線付近の安中公民館・新島学園周辺、中宿・板鼻地区などが含まれ、場所によっては5メートルを超える浸水深が想定されている。

また、浸水想定はないものの、過去に河川の氾濫により被害を受けた低地が市内各所に存在する。碓氷川上流には中木ダム、霧積ダム、坂本ダムの3か所があり洪水調節が行われているが、浸水想定区域外にも過去に氾濫被害を受けた低地が存在している。洪水発生時は濁流により足元が見えにくく、マンホールや排水溝への転落、冠水道路の危険性が高まる。浸水が浅くても流れが速い場合は歩行が危険であり、自宅内での垂直避難や上階など安全な場所への避難が推奨される。

(土砂災害：安中市災害対応ガイドブック)

安中市は急傾斜地が多く、がけ崩れ・地すべり・土石流など土砂災害のリスクが高い地形となっている。過去の被害実績も多く、昭和52年から平成12年までに市内11か所で土砂災害が発生しており、近年では平成19年台風9号による霧積温泉地区への避難勧告、平成29年台風21号による秋間相水谷地区での土砂崩れが発生し、避難勧告が出されており、令和6年9月の大雨では、2日連続で記録的短時間大雨情報と土砂災害警戒情報が発表され、市内区所で土砂崩れが発生した。

市内の地目構成では山林が44.41%を占め、特に地すべりのリスクが高い地域が多い。急傾斜地崩壊や地すべりに伴う「土砂災害特別警戒区域」は473か所指定されている。大雨が続く場合は、雨量の急増、地鳴り、水の湧き出し、地面の亀裂などの予兆に注意が必要であり、地域での情報共有と避難ルールの整備が重要となっている。

(地震：安中市災害対応ガイドブック、J-SHIS)

平成24年に群馬県が行った「地震被害想定調査」によると、安中市では深谷断層帯ではマグニチュード7.9程度の地震が発生する可能性があり、市内で最大震度7の揺れが想定されている。J-SHIS（地震ハザードステーション）では、安中地区、原市地区、磯部地区、東横野地区、板鼻地区、西横野地区、九十九地区などで、今後30年以内に6%～26%の確率で震度6以上の揺れに見舞われると予測されている。群馬県内には関東平野北西縁断層帯、片品川左岸断層、太田断層、磯部断層などほかの活断層も存在し、地域全体が地震リスクを抱えている。

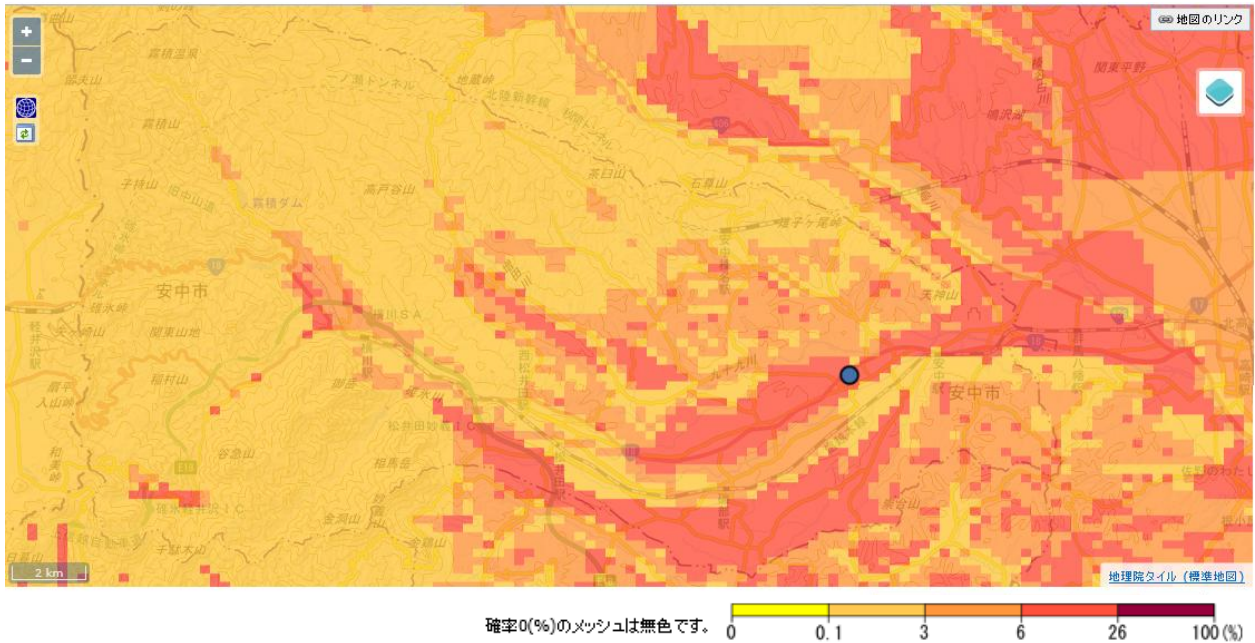
<安中市災害対応ガイドブック>



<J-SHIS>  
 ・断層マップ



・震度予測メッシュ（同位置地図）



（その他）

感染症の流行、とりわけ新型コロナウイルス感染症のような事態は、従業員や協力先の感染による人手不足、物流や材料調達の停滞、消費低迷による販売活動の停滞など、企業活動に大きな影響を及ぼす。また、水害や地震などの一次災害に続く二次災害として感染症が拡大する可能性もあるため、復旧対策と連動した事前準備が重要となる。

さらに、安中市は浅間山噴火による降灰リスクがある。30センチ以上の降灰では木造家屋の倒壊が想定され、呼吸器系の健康被害、視界不良による交通障害、断水・下水道機能不全、通信障害、建物損壊、停電など被害が広範囲に及ぶ可能性がある。噴火時には風向・風速に応じた避難行動、防塵マスクやゴーグルの使用、気象庁の噴火警報・降灰予報の確認が求められる。

（2）商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,791人  
(安中市商工会管轄 1,388人、安中市松井田商工会管轄 403人)
- ・ 小規模事業者数 1,419人  
(安中市商工会管轄 1,082人、安中市松井田商工会管轄 337人)

【内訳】

業種	商工業者数		小規模事業者数		備考（事業所の立地状況等）
	安中市商工会管轄	安中市松井田商工会管轄	安中市商工会管轄	安中市松井田商工会管轄	
農林漁業	14	10	12	7	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	1	
建設業	211	57	206	56	
製造業	223	65	171	46	
電気、ガス、熱供給・水道	3	1	3	1	

業					
情報通信業	6	2	4	0	
運輸業、郵便業	34	7	22	6	
卸売業、小売業	367	104	246	85	
金融業、小売業	23	4	18	4	
不動産業、物品賃貸業	42	15	32	15	
学術研究、専門サービス業	57	8	50	8	
宿泊業、飲食サービス業	117	41	71	31	
生活関連サービス業、娯楽業	159	51	142	45	
教育、学習支援業	29	6	21	6	
医療、福祉	27	7	26	7	
複合サービス業	11	6	9	5	
サービス業（他に分類されない者）	64	18	39	14	

※当集計表は、令和 3 年経済センサス調査票情報を商工会の独自調査により集計したデータを引用。

### (3) これまでの取組

#### ①当市の取組

- ・防災知識の普及と防災意識の啓発を図るため、令和 3 年に安中市災害対応ガイドブックを改訂、全戸配布
- ・安中市メール配信サービスの運用（防災情報、火災情報、気象情報等の配信）
- ・安中市高齢者等緊急情報配信サービスの運用（高齢者・障害者向けの架電・FAXによる緊急情報の配信）
- ・防災行政無線の運用（安中市全域）
- ・地域防災活動の中核を担う自主防災組織の活動支援（自主防災組織事業補助金）
- ・地域防災活動の中心的人材となる防災士の養成（防災士養成事業補助金）
- ・自宅敷地内へ流入した土砂等の撤去に対する補助制度の創設（土砂等撤去費補助金）
- ・防災体制の強化を図るため、他自治体、関係機関、民間企業・団体と人的・物的支援等に関する災害時応援協定を締結
- ・避難体制の強化を図るため、民間企業・団体との災害時応援協定により避難場所を拡充
- ・関係機関・団体、地域の連携強化と住民の防災意識の醸成を図るため、隔年で市総合防災訓練を実施
- ・出前講座の実施（防災のキホン、身近な危険と応急手当て）
- ・備蓄物資の確保（アルファ化米、クラッカー、飲料水、毛布、マット、組立式トイレ、パーティション、ブルーシート、可搬型LPガス発電機など）

## ②商工会の取組

商工会では自ら BCP（事業継続計画）を策定し、自然災害や感染症発生時における中核事業の継続と早期復旧を可能とする体制を整備している。これにより、緊急時の対応力強化を図っている。

市内事業者に対しては、事業継続力強化計画の周知と策定支援を実施している。具体的には、ハザードマップの活用によるリスク認識の促進や、計画策定に関する指導・助言を行い、企業の防災・減災対策の充実を支援している。

さらに、ぐんま共済協同組合の代理店業務や損害保険会社との連携を通じ、BCP 策定支援と併せて損害保険への加入を促進し、被災時の財務リスク低減と早期復旧を後押ししている。

## II 課題

安中市は洪水、土砂災害、地震に加え、感染症や浅間山噴火など多様な災害リスクを抱えている。特に新型コロナウイルス感染症のような未知の脅威への備えは、今後も継続的な課題となっている。こうしたリスクに対し、市と商工会が統一かつ迅速に対応できる体制の維持・強化が必要となっている。

商工会は小規模事業者には事業継続力強化計画の周知や策定支援を行っているが、実際に計画を策定する事業者は依然として少ない。制度の理解促進と実効性ある支援の強化が求められている。また、商工会自身も BCP を策定・改定しているが、会館の耐震性不足、停電時の非常用電源・通信手段の確保、事務機器や什器の耐震対応、業務車両の燃料供給途絶リスクなど、自組織インフラの脆弱性が残っている。これらは緊急時の事業者支援能力にも影響する課題となっている。

## III 目標

安中市商工会と安中市松井田商工会は、管内の小規模事業者に対し、洪水・土砂災害・地震・感染症・火山噴火など多様な災害リスクの認識を深める啓発を強化し、事業継続力強化計画の策定を促す。実効性のある策定支援を継続・拡充することで、事業者の防災・減災力を高める。

また、市と両商工会の間で迅速かつ円滑な情報共有や支援内容の統一化を進める。さらに「安中市事業継続力強化支援協議会」を定期開催し、被災後の早期復旧を支援する連携体制を強化する。あわせて、ぐんま共済協同組合や損害保険会社との連携を通じ、損害保険やセーフティネット共済の加入を推進し、被災時の財務リスク軽減と早期復旧を後押しする。

さらに、商工会自身の BCP を継続的に改定・運用し、耐震性向上や非常用電源・通信手段の確保などインフラ強化を進めることで、自組織の災害対応能力と小規模事業者支援体制を高める。

## ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年10月1日～令和12年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

安中市・安中市商工会・安中市松井田商工会が連携し、洪水、土砂災害、地震、感染症、火山噴火など多様な災害リスクに強い地域づくりを推進するため、以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回指導やセミナーでハザードマップ（洪水、土砂災害警戒区域、浅間山噴火の降灰リスク等）を用い、事業所の立地ごとのリスクを説明し、事前対策の重要性を周知する。
- 事業休業リスクに備え、損害保険・共済の加入促進、公的支援策の活用を助言する。
- 会報、広報誌、ホームページ、メール等で国の施策やBCP導入事例を継続発信する。
- 感染症流行に備え、最新情報や業種別ガイドラインの周知、マスクや消毒液の備蓄、換気設備、IT・テレワーク環境の整備支援、感染症補償付き保険の活用を助言する。
- 事業者向け簡易BCPの策定・訓練の推進、専門家派遣制度を活用した支援を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 年度ごとに改定するBCPを継続運用し、リスク変化や教訓に基づき定期更新する。
- 会館の耐震性向上、非常用電源確保、通信手段の多重化（衛星電話等）、什器の耐震固定、業務車両の燃料確保など、自組織インフラの脆弱性を改善する。
- 重要書類の保全、データバックアップ、仮設トイレ設置などBCP記載事項を確実に実施する。

3) 関係団体等の連携

- 群馬県商工会連合会の専門家活用、ぐんま共済協同組合や損害保険会社との連携強化に取り組む。
- 日本政策金融公庫や地元金融機関と連携し、発災後の金融相談や資金確保を支援する。
- 市役所、支所との定期情報交換、物資調達や相互応援の検討を行う。
- 警察・消防・東京電力・NTTなどライフライン機関との連絡手段確保を実施する。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の計画策定状況を年1回以上確認する。
- 「安中市事業継続力強化支援協議会」を定期開催し、進捗共有・課題協議・改善策検討を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 洪水、土砂災害、地震、火山噴火、感染症流行を想定した合同訓練を継続実施。
- 連絡ルート、指揮命令系統、安否確認、避難誘導、初期消火、負傷者救護など初動対応

を訓練する。

- 訓練を通じ、備蓄品提供やボランティア支援など地域貢献活動の体制を検討する。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- 災害時は人命救助を最優先し、退避誘導、負傷者救護、初期消火を速やかに実施する。
- 発災1時間以内に職員の安否確認と業務従事可否を SNS 等で共有する。
- 会館の被災状況、建物損傷、落下物撤去、立入禁止区域設定を行う。
- 感染症流行時は職員の体調確認、事務所消毒、手洗い・換気徹底、緊急事態宣言時の対策を実施する。

### 2) 応急対策の方針決定

- 市・両商工会で被害状況を把握し、規模に応じた方針を決定する。
- 中核事業の継続・復旧を可能にする代替要員や役割分担を事前に明確化する。
- 発災後1週間は1日1回以上、以降も適時に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>• 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>• 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>• 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>• 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>• 目立った被害の情報がない。</li></ul>

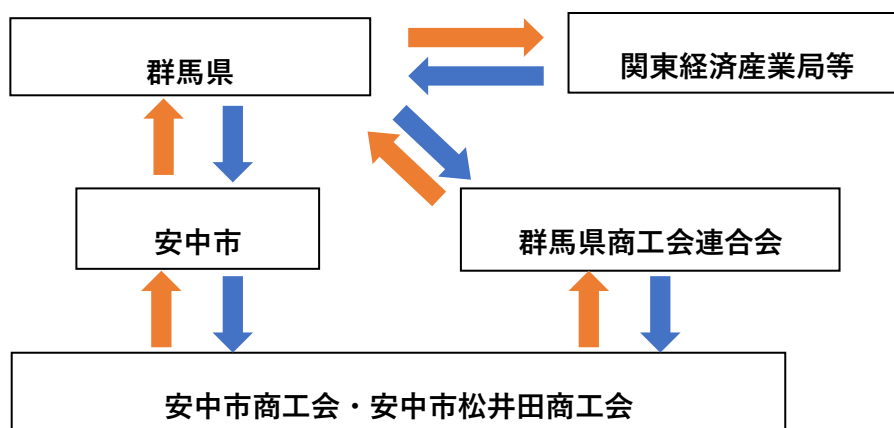
※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、安中市と安中市商工会、安中市松井田商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する。
発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
2週間～1カ月	適時、共有する。
1ヶ月以降	適時、共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- 災害時は被害情報(事業所名、所在地、被害額等)の迅速収集と報告、円滑な指揮命令を行う。
- 二次被害防止のため、市の指示に従い活動するルールを事前に確認。
- 就業時間外の緊急発生時に備え、職員への参集指示や電話・メールでの連絡体制を明確化。
- 安中市、安中市商工会、安中市松井田商工会の間に情報を共有した上で、安中市商工会及び安中市松井田商工会は群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会から群馬県へ報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 市と協議の上、安全な場所に相談窓口を開設し、被害状況の確認を行う。
- ぐんま共済協同組合・保険会社と連携し情報共有を活用する。
- 国・県・市の応急支援策を迅速周知し、必要な申請支援を行う。
- 感染症流行時は、人材確保、資材調達、販路支援などの相談窓口を設置する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 国・県の方針に沿い、復旧・復興支援(支援制度、保険金請求、税減免、融資等)を実施する。
- 罹災証明書の取得を促し、手続きが円滑に進むよう支援する。
- 商工会連合会と連携し、サプライチェーン代替先紹介や設備移設を支援する。
- 被害が大きい場合は県や連合会に応援派遣を要請し、迅速な支援を確保する。
- 職員のボランティア活動支援や救護所提供、炊き出しなど地域貢献活動も検討する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

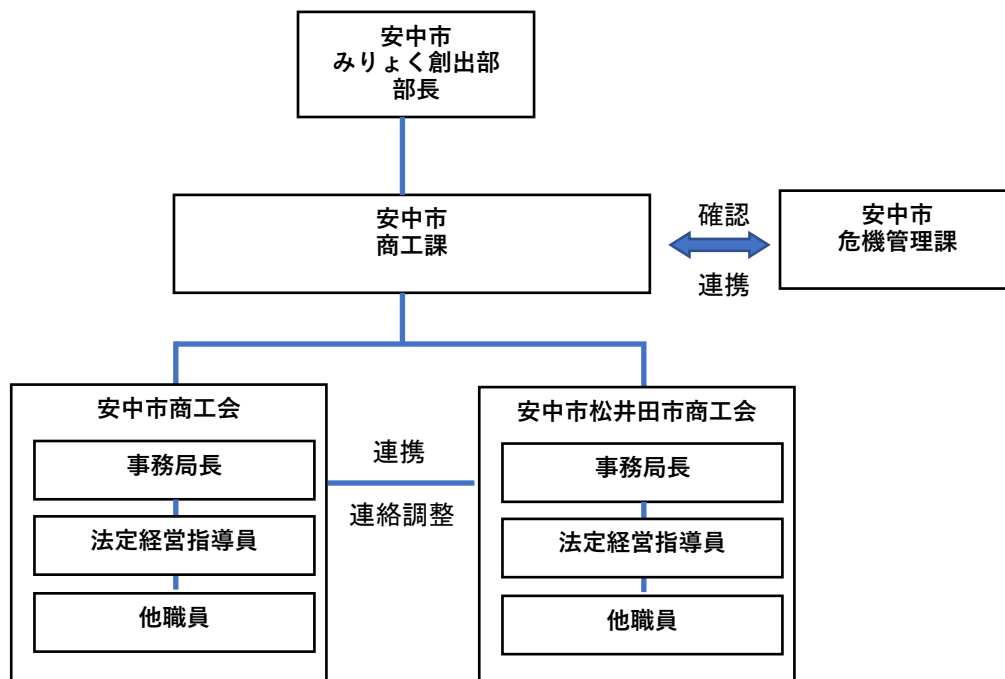
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年9月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

安中市商工会 清水 昌代

安中市松井田商工会 清水 良太

※連絡先は(3)①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

・本計画実行に関する統括及び監督(随時)

・当計画の達成状況の確認(1年に1回以上)

・事業継続力強化に関する施策・保険制度などの情報収集及び情報共有(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

・安中市商工会

〒379-0116 群馬県安中市安中 3-11-3

TEL : 027-382-2828 FAX : 027-382-6972 E-mail : master@anshoko.or.jp

- ・安中市松井田商工会

〒379-0221 群馬県安中市松井田町新堀 13

TEL : 027-393-1411 FAX : 027-393-5267 E-mail : mtsyoko@aqua.ocn.ne.jp

## ②関係市町村

安中市役所 みりよく創出部 商工課

〒379-0192 群馬県安中市安中 2-13-7

TEL : 027-382-1111 内線 2621・2627 E-mail : syoukou@city.annaka.lg.jp

## (4) 被害情報等報告先

- ・群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL : 027-226-3320 FAX : 027-223-7875 E-mail : sangyo@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

- ・群馬県商工会連合会総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目 8 番地の 1

TEL : 027-231-9779 FAX : 027-234-3378 E-mail : somu@gcis.or.jp

## ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度 (10月～3月)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度 (4月～9月)
必要な資金の額	316	616	616	616	616	316
・ 専門家派遣費	300	600	600	600	600	300
・ 協議会運営費	5	5	5	5	5	5
・ セミナー開催 費	6	6	6	6	6	6
・ チラシ作製費	5	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、安中市補助金、県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 広瀬 博之
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の管轄内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携者> ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 代表者：高崎支店長 森田 和久  <役割> ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画策定とフォローアップ ③災害時に活用できる保険商品等の情報提供
連携体制図等